

## アカミミガメに係る飼養等基準の内容

### ① 次の(1)~(5)のいずれかの特定飼養等施設で飼養等を行うこと。

- (1) おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体(以下①において「当該個体」という。)の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - (ii) おり型の施設にあつてはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあつては網の目の大きさが、特定個体が通り抜けることのできないものであること。
  - (iii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
  - (iv) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
  
- (2) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - (ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑であり、又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
  - (iii) 柵式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
  - (iv) 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。
  - (v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
  - (vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
  - (vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
  - (viii) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
  
- (3) 当該個体の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

- (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
- (4) 水槽又はこれに類する施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である若しくは十分な傾斜等を有しており、かつ、十分な高さを有する場合であつて、管理者がその場にいる場合、又は屋外から隔離できる室内に常置する場合においては、この限りでない。
  - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
  - (iv) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (5) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であつて、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
  - (ii) 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
  - (iii) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
  - (iv) 当該個体の逸出を防止するため、その壁面は平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
  - (v) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。
  - (vi) 施設の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
  - (vii) 飼養等をする者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- ② 飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと。
- ③ ①の特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。

## アメリカザリガニに係る飼養等基準の内容

### ① 次の(1)~(4)のいずれかの特定飼養等施設で飼養等を行うこと。

- (1) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体(以下①において「当該個体」という。)の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - (ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するため、その壁面は平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
  - (iii) 柵式の施設にあつては、当該個体の逸出を防止するための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ることができないよう平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
  - (iv) 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。
  - (v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
  - (vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
  - (vii) 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
  - (viii) 飼養等する者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (2) 当該個体の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
  - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。
- (3) 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
  - (ii) 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽の壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する場合であつ

て、管理者がその場にいる場合は、この限りでない。

(iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。

(iv) 飼養等する者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(4) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの

(i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(ii) 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

(iii) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。

(iv) 当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(v) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあつては、十分な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個体が通り抜けることができないものであること。

(vi) 施設の内部及びその周辺に、当該個体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(vii) 飼養等する者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

② 飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと。

③ ①の特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れる、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じて飼養等をする場合は、この限りでない。